

大阪歯科大学学則（改正）

【現行】

第1条～第2条 （略）

（学部及び学科）

第3条 本学に歯学部歯学科及び医療保健学部口腔保健学科・口腔工学科を置く。

2 医療保健学部にダブル・ディグリー・プログラム専攻を置く。

（修業年限）

第4条 歯学部の修業年限は6年、医療保健学部の修業年限は4年とする。

第5条 （略）

（入学定員及び収容定員）

第6条 入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科名	入学定員	収容定員
歯学部 歯学科	160人	960人
医療保健学部 口腔保健学科	100人 70人	400人 280人
口腔工学科	30人	120人

第7条～第10条 （略）

【改正】

第1条～第2条 （略）

（学部及び学科）

第3条 本学に歯学部歯学科、医療保健学部口腔保健学科・口腔工学科及び看護学部看護学科を置く。

2 医療保健学部にダブル・ディグリー・プログラム専攻を置く。

（修業年限）

第4条 歯学部の修業年限は6年、医療保健学部及び看護学部の修業年限は4年とする。

第5条 （略）

（入学定員及び収容定員）

第6条 入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科名	入学定員	収容定員
歯学部 歯学科	160人	960人
医療保健学部 口腔保健学科	100人 70人	400人 280人
口腔工学科	30人	120人
看護学部 看護学科	80人	320人

第7条～第10条 （略）

(履修単位)

第11条 卒業に必要な単位数は、歯学部は246単位以上、医療保健学部口腔保健学科及び医療保健学部口腔工学科は126単位以上とする。

第12条～第19条 (略)

(入学試験合格者の決定)

第20条 学長は、主任教授会(医療保健学部にあつては教授会。以下同じ。)の意見を聴き、入学試験合格者を決定する。

第21条～第35条 (略)

(卒業)

第36条 本学に、歯学部にあつては6年以上(第21条の規定により編入学した者は5年以上)、医療保健学部にあつては4年以上(第21条の2の規定により編入学した者は2年以上)在学して所定の単位を修得し、卒業要件を満たす者は、学長が卒業を認定する。

第37条 (略)

(学費等)

第38条 学籍にある者は、学費を納入しなければならない。

2 学費は年額とし、前学期及び後学期に半額ずつ分納することができる。ただし、その納期は、前学期については5月10日までとし、後学期については10月31日までとする。

3～7 (略)

第39条～第61条 (略)

附 則

1～39 (略)

40 2022(令和4)年8月1日 一部改正

(履修単位)

第11条 卒業に必要な単位数は、歯学部は246単位以上、医療保健学部口腔保健学科及び医療保健学部口腔工学科は126単位以上、看護学部看護学科は125単位以上とする。

第12条～第19条 (略)

(入学試験合格者の決定)

第20条 学長は、主任教授会(医療保健学部及び看護学部にあつては教授会。以下同じ。)の意見を聴き、入学試験合格者を決定する。

第21条～第35条 (略)

(卒業)

第36条 本学に、歯学部にあつては6年以上(第21条の規定により編入学した者は5年以上)、医療保健学部及び看護学部にあつては4年以上(第21条の2の規定により編入学した者は2年以上)在学して所定の単位を修得し、卒業要件を満たす者は、学長が卒業を認定する。

2 医療保健学部においては、第21条の2の規定により編入学した者は2年以上とする。

第37条 (略)

(学費等)

第38条 学籍にある者は、学費を納入しなければならない。

2 学費は年額とし、前学期及び後学期に半額ずつ分納することができる。ただし、その納期は、前学期については5月31日までとし、後学期については10月31日までとする。

3～7 (略)

第39条～第61条 (略)

附 則

1～39 (略)

40 2022(令和4)年8月1日 一部改正

41 2024(令和6)年4月1日 一部改正

別表（第1条関係）

<p>学部学科の教育研究上の目的</p> <p>歯学部・歯学科</p> <p>歯科医師として必要な歯学に関する学術を中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の領野における学理技術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって文化の創造と発展に貢献するとともに、本学の建学の精神である博愛と公益を具現できる人材の育成を目的とする。</p> <p>医療保健学部 口腔保健学科</p> <p>歯科衛生士としての技能に優れるだけでなく、口腔の健康に寄与する意欲を持ち、口腔から全身の健康の向上を図る方略を勘案し、今後の歯科医療の発展に貢献し、もって本学の建学の精神である博愛と公益を具現できる人材の育成を目的とする。</p> <p>口腔工学科</p> <p>歯科技工士としての技能に優れるだけでなく、口腔の健康に寄与する意欲を持ち、医療、福祉及び工学の知識をもとに新たな歯科医療技術に取り組み、今後の歯科医療の発展に貢献し、もって本学の建学の精神である博愛と公益を具現できる人材の育成を目的とする。</p>
--

別表（第1条関係）

<p>学部学科の教育研究上の目的</p> <p>歯学部・歯学科</p> <p>歯科医師として必要な歯学に関する学術を中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の領野における学理技術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって文化の創造と発展に貢献するとともに、本学の建学の精神である博愛と公益を具現できる人材の育成を目的とする。</p> <p>医療保健学部 口腔保健学科</p> <p>歯科衛生士としての技能に優れるだけでなく、口腔の健康に寄与する意欲を持ち、口腔から全身の健康の向上を図る方略を勘案し、今後の歯科医療の発展に貢献し、もって本学の建学の精神である博愛と公益を具現できる人材の育成を目的とする。</p> <p>口腔工学科</p> <p>歯科技工士としての技能に優れるだけでなく、口腔の健康に寄与する意欲を持ち、医療、福祉及び工学の知識をもとに新たな歯科医療技術に取り組み、今後の歯科医療の発展に貢献し、もって本学の建学の精神である博愛と公益を具現できる人材の育成を目的とする。</p> <p><u>看護学部・看護学科</u></p> <p><u>人間に対する深い関心と倫理観をもった豊かな人間性を涵養し、看護の専門職・技術の修得とともに多職種と連携・協働した看護活動に誇りと使命感をもって専念できるケア姿勢を育み、看護学の発展と地域の保健・医療・福祉の向上に貢献できる人材の育成を目的とする。</u></p>
--